

こ保運第 1004 号
令和 3 年 10 月 4 日

各保育・教育施設 設置者 様
施設長・園長 様

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」の
再開にかかる保護者へのお知らせについて（依頼）

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。
また、新型コロナウイルス感染症対策として、様々な対応を長期にわたり、継続して
いただいていることについて、深く感謝申し上げます。

令和 2 年度に実施していた厚生労働省による「新型コロナウイルス感染症による小学
校休業等対応助成金・支援金」について、令和 3 年 8 月 1 日から同年 12 月末までの休
暇を対象として、令和 3 年 9 月 30 日より制度が再開されております。

本制度は、新型コロナウイルス感染症の影響による小学校や保育所等の臨時休業等に
伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となったことにより、仕事ができな
くなっている子育て世代を支援し、子どもの健康、安全を確保するための制度です。

つきましては、各施設におかれましては、添付のリーフレットの配付、メールやアプ
リなどの保護者との連絡用ツールなどを用いた方法で、確実に保護者に対してご案内い
ただきますようお願いいたします。

【対象施設一覧】

小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園（幼稚園型認定こども園を含
む）、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、保
育所、児童心理治療施設（通所の用に供する部分に限る）、児童自立支援施設（通所の
用に供する部分に限る）、認可外保育施設、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪
問型保育事業、事業所内保育事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、病児保
育事業、子育て援助活動支援事業、子育て短期支援事業、放課後等デイサービスを行う
事業、児童発達支援又は医療型児童発達支援を行う事業、延長保育事業、短期入所を行
う事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター等

【裏面あり】

【参考】 厚生労働省ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金
(委託を受けて個人で仕事をする方向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※申請窓口や必要書類等については、上記リンク先に掲載しています。

- ・小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口について
(労働者からの「(企業に) この助成金を利用してもらいたい」等の相談内容に応じて、事業主へ特別休暇制度導入・助成金活用の働きかけ等を行っています。)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21202.html

【担当】 こども青少年局保育・教育運営課

TEL : 671-3564

E-mail : kd-unei@city.yokohama.jp